

**令和 7 年度
文化財多言語解説整備事業
事業説明 / 募集案内**

1. 補助事業の対象範囲

補助対象となる経費

先進的な媒体制作費のほか、利用者が多言語で解説を受けるために必要となる諸機材の購入費等も含まれます。以下の内容と併せて、募集案内2p及び4,5pをご確認ください。

対象の経費例

多言語解説コンテンツの制作

- ▶ 多言語解説コンテンツを掲載したホームページの整備委託費
- ▶ 多言語解説アプリ、AR・VRコンテンツ制作委託費

多言語解説コンテンツを呼び出すための媒体整備

- ▶ QRコード付き解説看板の設置工事請負費
- ▶ QRコード付き多言語パンフレットの印刷製本費
- ▶ コンテンツを閲覧するためのタブレット、VR等の備品購入費

対象外の経費例

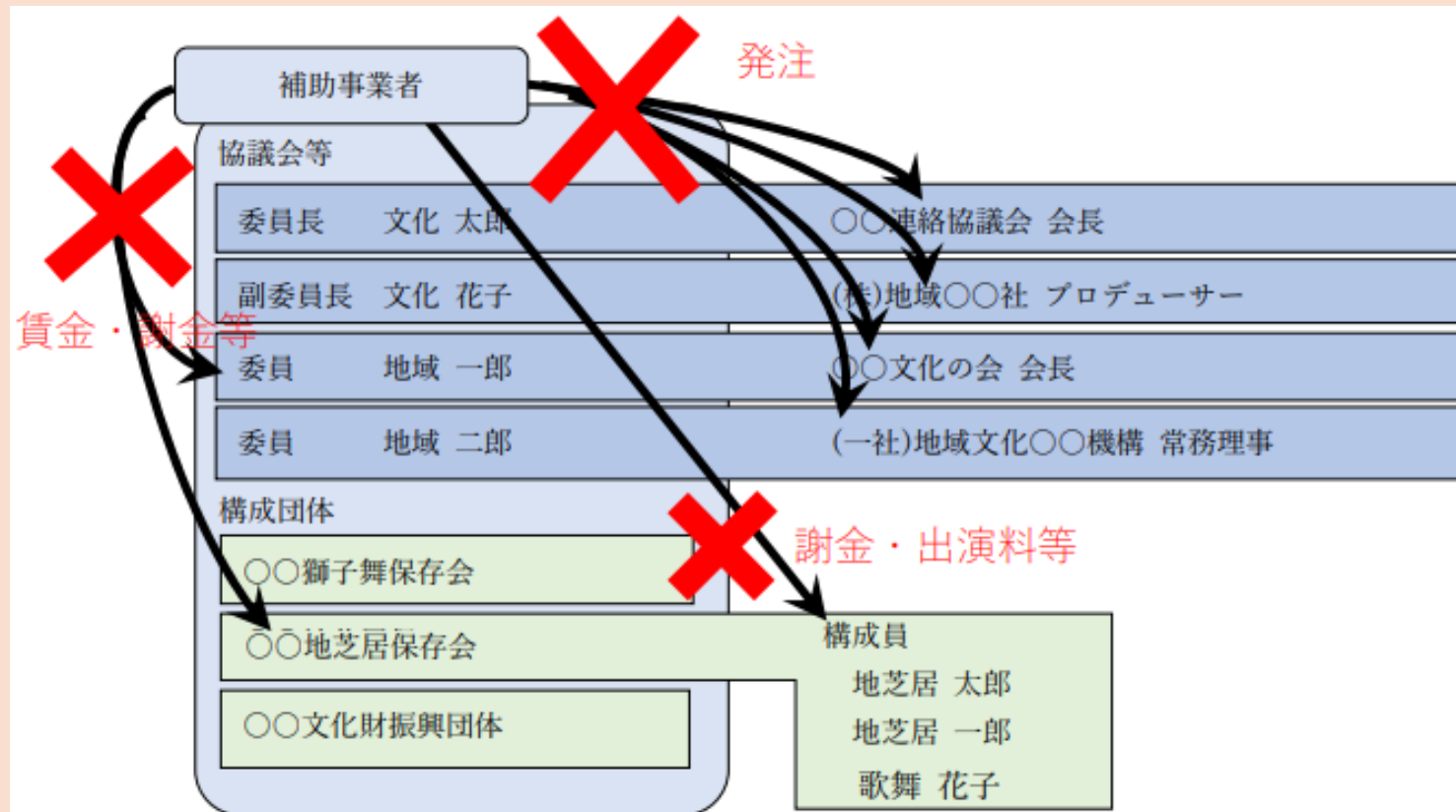
- ▶ 当該文化財に係る**プロモーション**のための経費
- ▶ サーバーの維持管理费用等、いわゆる**ランニングコスト**
- ▶ 国指定等文化財以外の文化財を対象とした経費
- ▶ **整備対象文化財一覧表に記載した文化財と関係のない多言語解説に係る経費**
- ▶ 協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出、いわゆる**内部支出** 等

 次項に続く

補助対象となる経費： 内部支出

協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する賃金・報酬費の支払い、業務の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象とならない。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も補助の対象とならない（ただし旅費は除く）。

参考図



補助対象となる経費： 例外

本事業では、観光庁で作成した解説文*を使用することが原則です。

ただし、観光庁で解説文を作成していない場合、または追加で解説文を作成したい場合は、多言語解説文制作にかかる経費を補助対象経費として認めます。

対象の経費＜例外＞

多言語解説文の制作

- ▶ ネイティブライター英語、中国語等の多言語解説文執筆（翻訳）にかかる謝金
- ▶ ネイティブライターによる現地確認のための旅費
- ▶ 専門家による解説文監修への謝金

ご注意ください！

当初、補助対象経費として申請していた経費が、事業完了後、補助金の交付を受けてから対象外であることが発覚した場合、補助金の一部を返還いただく場合がございます。次スライドで紹介する加算の条件とあわせて、事前に対象経費であることを十分ご確認ください。申請をお願いいたします。なお、事業実施にあたり、やむを得ず内容を変更する必要がある場合は事務局にご相談いただきますよう、お願いします。

観光庁で作成した解説文？

観光庁が平成30年度から実施している「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」で作成された多言語解説文。

補助経費の額

補助対象経費の1／3（33％）を限度とします。ただし、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができるものとします。

補助金の額は、対象経費の98％又は3,000万円のいずれか低い方を上限とします。

加算条件		補助率
対象の国指定等文化財が3つ以上		10%
事業規模が1,000万円以上		5%
補助事業者の財政規模が一定の割合以下	地方公共団体の場合（財政力指数0.5以下）	10%
	民間団体の場合（事業規模指数0.1以上）	10%
他の国際観光旅客税を充当する事業と連携 ※過年度の本事業は要件に該当しない		10%
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業		5%
英語解説文を観光庁推薦人材から監修を受ける場合 ※観光庁事業での制作文を活用する場合も該当		10%
登録観光地域づくり法人（登録DMO）の参加		10%
複数のデジタル技術での整備		10%
日、英、中（繁体字・簡体字両方の整備で1言語カウント）、韓を含めた多言語解説文の整備	合計5か国語以上	5%
	合計10か国語以上	10%

※補助率が98%を超える事業者は、98%に調整されます。

※上記は簡易版であり、応募時には応募案内を熟読して書類を提出してください。

2. 応募のすすめ

全体スケジュール

令和 7 年度

～ 6 月 16 日 ① 応募書類の提出

※都道府県から文化庁への提出締切日になります。

～ 7 月中旬 ② 書類確認／書類審査

～ 8 月上旬 ③ 採否通知

～ 8 月中旬 ④ 交付申請書提出

～ 9 月上旬 ⑤ 交付決定

～ 3 月 31 日 ⑥ 事業の実施

令和 8 年度

～ 4 月 10 日 ⑦ 実績報告書の提出

～ 4 月中 ⑧ 額の確定・支払い

令和 9 年度

～ 6 月中 ⑨ 昨年度成果報告書の提出

7 ～ 12 月頃 ⑩ 有識者の評価・改善

目標設定年度まで継続実施（最低 5 年間）

応募書類

応募に関わる書類は**文化庁ホームページ若しくは事務局ホームページよりダウンロード**できます。応募書類作成に際しては提出すべき書類とその内容を備え、上記ホームページに掲載されている記入要領を参考に記載してください。

様式	書類	提出要件
様式 1	交付要望書、事業計画書、収支予算書、支出内訳明細書	必須
様式 2 - 1	協議会等の実施体制の概要	事業者が協議会の場合は必須
様式 2 - 2 若しくは 様式任意	見積書（写）	以下の該当者は必須。 ①発注見込額が10万円（税込）以上 の場合は見積書を添付 ②発注見込額が100万円（税込）以上 の場合は、複数社（者）の見積書添付
様式 3	整備対象文化財一覧表	必須
様式 4	事業者の誓約書兼同意書	必須
様式 5	消費税仕入れ控除チェックシート	必須
様式 6	要望書提出確認用シート	必須

応募書類

様式	書類	提出要件
様式任意	事業実施企画書（事業内容、スケジュール、今後の活用方法、体制を含む）	必須
様式任意	整備対象文化財位置図・配置図・写真（設置予定地の位置、既存案内板の写真を含む）	必須
様式任意	権利者からの同意書	当該文化財等の所有者等でない場合は必須
様式任意	複数都道府県において事業の実施を予定している場合、1 事業計画であることを示す書類	複数都道府県でまたがる実施を予定している場合は必須
様式任意	定款又はそれらに類する規約および構成名簿	事業者が協議会である場合は必須
様式任意	事業者の財政状況を示す書類	必須 ▶地方公共団体 ⇒直近の財政規模の書類 ▶上記以外の法人 ⇒直近 3 年度分の収支及び財産状況の書類 ▶法人以外の者 ⇒直近の収支及び財産状況の書類

※上記は簡易版であり、応募時には**応募案内を熟読して書類を提出**してください。

審査の観点・加点項目

審査は以下の視点により総合的に評価を予定しています。

審査の観点の例

- ▶ **評価指標や目標値等の適切性**、趣旨・目的に沿った事業の効果性
- ▶ 資金計画と経費積算、スケジュールの適切性
- ▶ デジタル技術等の導入目的の明確性、発信性
- ▶ 観光庁指針に沿った英語制作体制の構築、英語以外の言語の整備予定数
- ▶ 関係者との協議体制の構築、媒体整備後の適切な運用体制等の展望

加点項目

- ▶ 中国語、韓国語の整備
- ▶ 「インバウンド受入環境整備高度化事業」および、前年度の「観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二」に基づく指定市区町村に所在する国指定等文化財を整備する事業
- ▶ 観光庁「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」で制作した多言語解説文の活用事業

評価指標の取得方法の設定

目標値に対する現状値を確認することで、客観的に事業の成果と現状の問題点を把握が期待できることから、**評価指標とその目標値の設定が必須**になります。

また上記理由より、補助事業者には成果を正しく取得できる取得方法の設定が要求されます。

必須指標

①整備した媒体の利用数

整備した媒体が外国人旅行者にどれだけ利用されているか

例 1) 各看板に設置されたQRコードのスキャン数を集計する。

例 2) アプリのダウンロード数を集計する。

例 3) WEBサイトの接続人数を集計する。

②整備した媒体による文化財の理解度

整備媒体を利用した結果、解説を理解できたかをアンケート形式で問いかけ

例 1) 媒体利用者にアンケートを配布し、「解説内容を理解できたか?」「わかりやすかったか?」などの質問に回答してもらう。

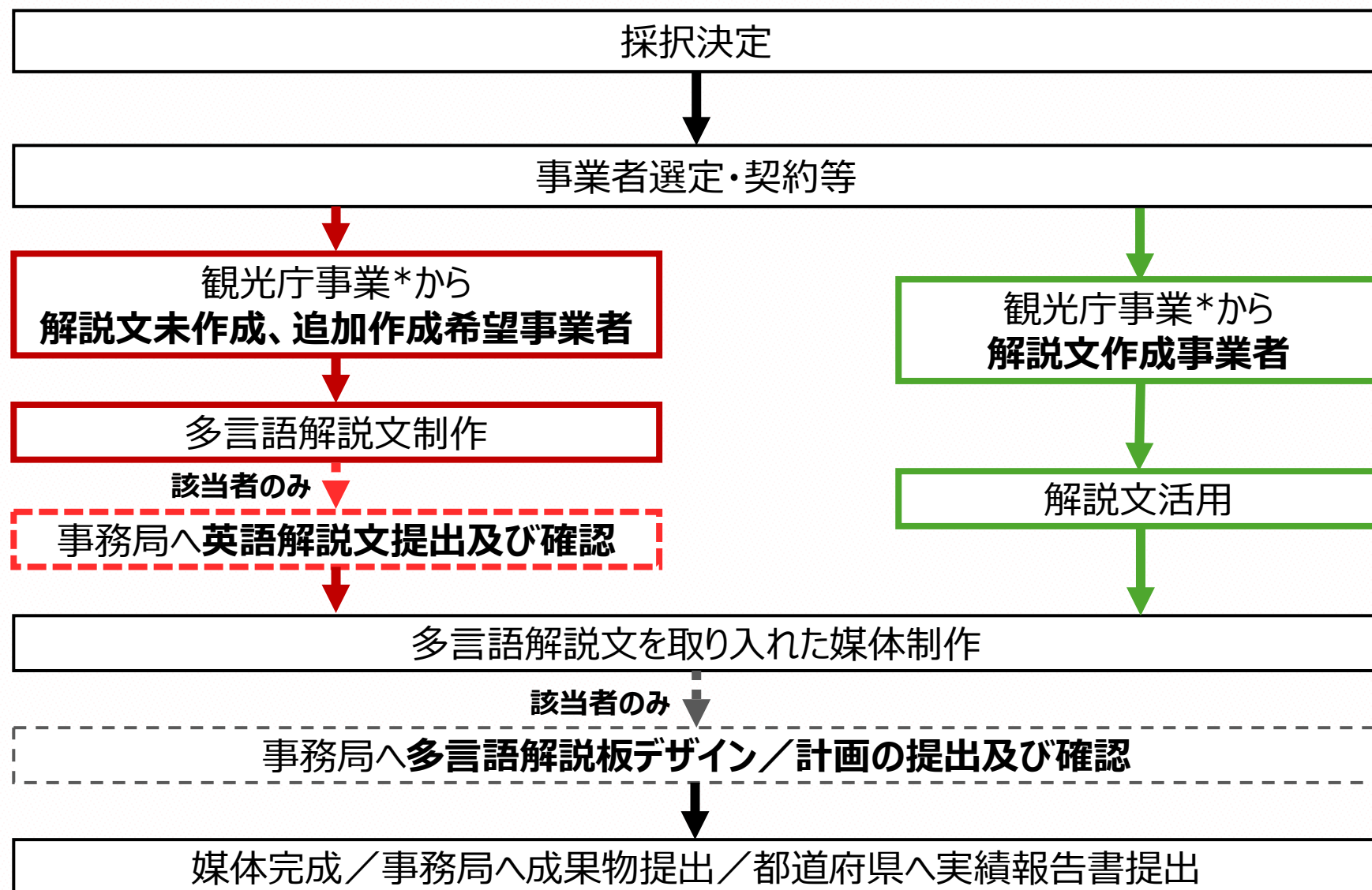
例 2) 電子端末を使用し、デジタルアンケートを実施する。

例 3) WEBサイト、アプリの中にアンケート項目を盛り込み回答いただく。

その他、任意指標、独自指標等についても事業者自らが設定し、推進していくことが求められます。

3. 実施のすすめ

事業実施のイメージ



観光庁事業？

観光庁がH30から実施している「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」。

多言語解説文制作

多言語解説文は、観光庁事業から既に作成済みの場合を除き、**英語解説文の整備は必須**です。また、英語を含む多言語解説文制作には以下の体制と、下記同等以上の専門性を有する人材の活用が必須です。また解説文は外国人旅行者目線で高い満足を得られる文章にすることが求められますので、観光庁の「**地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル**」を制作の際に参照してください。

多言語解説文制作体制と能力

専門人材の名称	人材基準	具体的な基準
執筆者 (ライター)	作成言語のネイティブ	作成する言語が母国語であり、文化財等のライティング経験があること。
編集者 (エディター)	作成言語の業務経験者	日頃から外国人向けのテキストを編集していること。
校閲者 (スタイルチェッカー)	作成言語の専門家	文章の正しさ、一貫性、正確性、完全性を担保する作業に熟練していること。
内容監修者	作成言語の理解者かつ内容の正誤の判断ができる専門家	整備対象物に関する専門的な知識や知見を持ち、地域にゆかりのある者であること。 作成する言語で書かれた専門分野に関する専門的な文章を閲読することが可能 であること。 執筆者、編集者、校閲者とは異なる者 であること。また、複数名を監修者として置くことも可とする。

ご注意ください！

制作体制に関して、**応募時（遅くとも申請時まで）**に専門人材の氏名を**極力記載**するようにしてください。やむを得ず、専門人材が未定のまま申請する必要がある場合は、**決定後、速やかに事務局へご報告**ください。また、その際に加算要件に変更がないかもあわせてご報告ください。

多言語解説文制作

解説文は、長すぎると読まれずに途中で離脱される恐れがあるため、**外国人旅行者が最後まで無理なく読める（または聞ける）文量に抑えることが重要**です。そのため、媒体ごとの特性に応じた適切な長さや構成で制作する必要があります。以下に示す文量の目安を参考に、伝えるべき内容を無理なく収めてください。

多言語解説文作成の際の目安（英語）

媒体	文量の目安	媒体の目的（想定）
解説看板	100～250ワード	現地で立ち止まって読むことを想定。簡潔かつ要点を絞った内容で、文化財の概要や魅力を短時間で伝える。
パンフレット（印刷物）	150～300ワード	持ち帰りやすく、文章と写真を組み合わせて深掘り情報を提供。
ウェブサイト	250～500ワード	看板では書ききれない背景やストーリーを詳細に紹介。
音声ガイド	1分あたり 130～160ワード	両手がふさがっていても情報取得可能。ナレーションにより臨場感と理解度を高め、没入感ある体験を提供。
動画ガイド	1分あたり 130～160ワード	映像＋音声でわかりやすく魅力を伝える。
プロモーション映像	1分あたり 150ワード	SNSや観光サイト等で来訪前の興味を引き、訪問意欲を高める短尺映像を中心に訴求する。

また、その他の媒体についても監修者等と協議を通じて外国人旅行者に伝えるべき内容を無理なく収めるように努めてください。

多言語解説媒体制作

多言語解説媒体は、校閲者・内容監修者等の最終確認を終えた多言語解説文について、アプリケーション・ウェブサイト・案内板等の媒体に**正確に反映されているかを必ず確認**してください。

また、作成された媒体には**文化庁シンボルマーク及び本補助事業名等を掲載**してください。



事業事務局による解説文・案内板の確認

作成した**英語解説文及び多言語解説板板は事務局にて確認作業**を実施します。確認作業は以下を重点的に確認し、必要に応じて修正をお願いする場合があります。

英語解説文

- ▶ 提出された多言語解説文がスタイルマニュアル等に基づいて作成されているか

多言語解説板（制作する場合のみ）

- ▶ 案内板を制作する場合、「文化財の多言語解説案内板の制作指針」を踏まえているか

事務局の確認作業には**4 週程度の時間**を要します。
事業スケジュールに鑑み**前もって事務局に連絡**を取ってください。

4. 文化財多言語解説整備事業 過年度採択事例の紹介

事例 1 日光山輪王寺文化財多言語解説整備事業

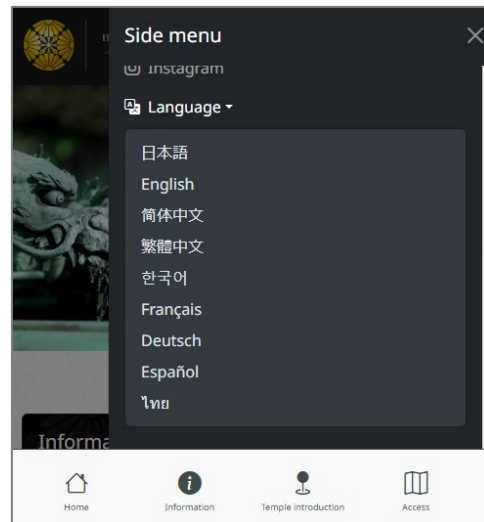
◆ 事業概要

日光山輪王寺では、平成30年度より整備事業を実施し、多言語看板の制作/多言語WEBサイト制作/QRコード設置/多言語音声ガイドの導入/境内の案内動画制作を行いました。

① 世界遺産「輪王寺」の多言語看板制作



② 9か国語対応のWEBサイト制作



③ 音声ガイドの導入

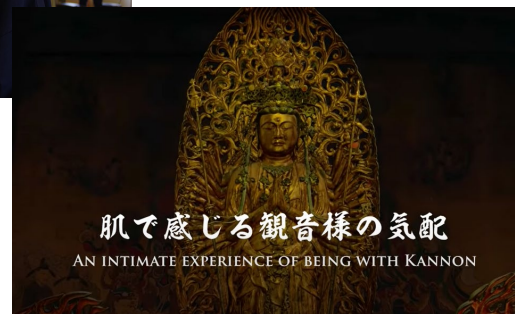


事例 2 世界遺産仁和寺文化財デジタルコンテンツ多言語整備事業

◆ 事業概要

仁和寺では仏像を含む仁和寺内とそのストーリーを紹介するVRの制作、また国宝・重要文化財・登録文化財の数々をデジタルアーカイブ・公開を図り御室デジタルミュージアムをリリースしました。

① 仁和寺 VRの制作



引用：一般社団法人先端イメージング工学研究所

② 御室デジタルミュージアムの制作



引用：株式会社 アートリサーチ

5. 事務局連絡先

本事業を通しての疑問点や懸念点等がございましたら
下記窓口までご連絡ください。

令和7年度 文化財多言語解説整備事業事務局
公益社団法人 日本観光振興協会

担当：橋本・朴（パク）・杉野

E-mail：inquiry-bunka.tagengo@nihon-kankou.or.jp

TEL：03-6435-8334（平日09:30～18:15）